

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣目的 国際交流及び友好親善を推し進めるため、市川市議会を代表して、アメリカ合衆国・ガーデナ市の歴史・文化・政治・経済について広く見聞し、相互理解を図るとともに、ガーデナ市の行政当局及び市民との交流を深める。なお、昨年度姉妹都市締結60周年をむかえたが、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を受け、相互訪問が延期されたため、今年度が両市の公式代表団が相互の都市を訪問する年となっている。
- 2 派遣場所 アメリカ合衆国・カリフォルニア州・ガーデナ市
- 3 派遣期間 令和5年7月2日から7月6日まで
- 4 派遣議員 稲葉 健二 議員

※ただし、内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。